

福岡県新型コロナウイルス感染症対応に関する派遣協定

(趣旨)

第1条 この協定は、新型コロナウイルス感染症感染者が多数発生する等、保健所や宿泊療養施設において、人員確保が困難な場合に、福岡県（以下「県」という。）に、市（（保健所設置市を除く。）以下「市」という。）が職員を派遣するにあたり、県と福岡県市長会（以下「市長会」という。）は、必要な事項について、定めるものとする。

(派遣の対象となる業務の内容)

第2条 派遣の対象となる業務の内容は、次のとおりとする。

- 一 保健所における新型コロナウイルス感染症に関する業務
- 二 宿泊療養施設における健康管理業務

(派遣要請の手続)

第3条 県が派遣を受けようとする時は、業務内容、勤務場所、派遣を要請する期間を明らかにして、市長会に要請するものとする。

- 2 市長会は、前項により派遣要請があった場合は、市に対し、速やかに要請内容を伝達するものとする。
- 3 前項により伝達を受けた市は、受諾の可否を速やかに決定し、派遣の可否及び派遣を実施する場合は、その内容を市長会に対し、連絡するものとする。
- 4 市長会は、必要がある場合は調整を行い、速やかに県へ伝達する。
- 5 派遣決定後、県と派遣を実施する市は、協定を締結する。

(派遣期間中の身分取扱い)

第4条 県は、派遣職員を福岡県職員に併任するものとする。

(派遣期間中の給与及び旅費)

第5条 派遣職員の給料、手当及び旅費は、市の関係規程を適用し、市が負担し、支給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、県の用務に伴う派遣職員の時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当及び旅費は、県の関係規程を適用し、県が負担し、支給する。

3 前項の時間外勤務手当等の基礎となる職務の級及び号給は、県が決定した職務の級及び号給とする。

(その他)

第6条 この協定に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

令和2年11月24日

福岡県知事

11/24 沢洋

福岡県市長会会長

井上澄和